

議案第 4 7 号

日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 2 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

日出町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 6 年日出町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「並びに地方公務員法」を「、地方公務員法」に改める。

第 1 5 条の 3 中「第 4 4 条」を「第 2 6 条の 8」に改める。

第 1 7 条第 2 項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

第 1 9 条中「職員の」を「、職員の」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、企業職員の部分休

業に係る規定を整備するため、条例の改正をしたいので提出する。